

標 題：

96 SOLAS と LSA Code の概要

NKテクニカル インフォメーション

No. : 289

Date: 平成 10 年12月16日

関係船主・造船所各位

救命設備の搭載要件を定めている 96 SOLAS 第III章の概要は、既に、弊会の テクニカルインフォメーション No. 232 にてお知らせしております。

今般、96 SOLAS 同様、1998年7月1日付で発効した救命設備の国際基準を定めている LSA Code に基づき、テクニカルインフォメーションを添付のとおり改正いたしましたのでお知らせいたします。なお、改正及び主要字句修正部分は、アンダーラインで示してあります。これにより、テクニカルインフォメーション No. 232 は廃止いたします。

なお、本件に関するご質問等は、本会材料艀装部 (Tel 03-5226-2020、Fax 03-5226-2019) までお問い合わせ願います。

以上

添付 96 SOLAS と LSA Code の概要

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。疑問についてはいつでもご相談下さい。

96 SOLAS と LSA Code の概要

注1 : 「LSA/xxx」は、LSA Code のパラグラフ「xxx」を示す。

注2 : 「SLS/III/xxx」は、96 SOLAS 第 III 章規則「xxx」を示す。

注3 : 「新船」とは、「1998年7月1日以降建造された船舶」をいう。

注4 : 「全ての船舶」とは、「1998年7月1日前又は以降に建造された船舶」をいう。

注5 : Ro-Ro 旅客船を含む旅客船に適用される要件の概要は含まれていない。

番号	96SOLAS/LSA コード概要	注記
<u>LSA/</u> <u>Preambl</u> <u>e</u>	<u>LSA コードに定められている要件は、96 SOLAS のもとで、1998 年 7 月 1 日以降、強制要件となる。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>LSA コードに定められている要件とは、SOLAS 第 III 章C部に定められていた救命設備の技術要件が、必要に応じ一部改正されたもの。</u>
定義		
SLS/III/ 3.13	最小航海状態とは、船舶が等喫水の状態で、貨物なしに、貯蔵品と燃料油がそれぞれ 10%残存している積載状態をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新船に適用。 ・ 新たに制定された要件。<u>生存艇用乗込みはしご及び救命艇用つり索の長さの算定基準。</u>
SLS/III/ 3.18	救助艇の揚収時間とは、乗艇者が船舶の甲板へ乗り移ることができる位置まで艇を引き上げるのに必要な時間をいう。揚収時間には、艇で揚収準備に要する時間と艇を引き上げるための時間を含むものとし、艇を揚収するために進水装置を降下させるため必要な時間は含まない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新船に適用。 ・ 新たに制定された要件。<u>規則 III/17.4 関連。</u>
無線救命設備		
SLS/III/ 6.2.1	双方向 VHF 無線電話設備は、IMO の定める性能基準を下回らないものであること。但し、1992年2月1日前に備えられ、IMO の定める性能基準に完全に適合していない双方向 VHF 無線電話設備は、主管庁の承認を条件に、1999年2月1日まで認められる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての船舶に適用。 ・ <u>新船に備えられる双方向 VHF 無線電話設備は IMO 総会決議 A.809(19) に定められている性能基準を満たすこと。</u>

番号	96SOLAS/LSA コード概要	注記
SLS/III/ 6.2.2	レーダー・トランスポンダーは、IMO の定める性能基準を下回らないものであること。	<ul style="list-style-type: none"> • 全ての船舶に適用。 • <u>新船に備えられるレーダー・トランスポンダーはIMO 総会決議 A.802(19)に定める性能基準を満たすこと。</u>
SLS/III/ 6.2.2	2以上のレーダー・トランスポンダーを備え、自由降下進水式救命艇を備えている船舶の場合、レーダー・トランスポンダーの1は、自由降下進水式救命艇に、他は船内での使用及びその他の生存艇への移動が容易に行えるよう、船橋付近に備えること。	<ul style="list-style-type: none"> • <u>左記の船舶に適用。</u>
船上通信及び警報装置		
SLS/III/ 6.4.2	一般非常警報装置が作動するときは娯楽用音響システムは自動的に切れること。	<ul style="list-style-type: none"> • 新船に適用。 • 新たに制定された要件。
個人用救命設備		
SLS/III/ 7.2.1	当直者用の救命胴衣を、船橋、機関制御室及び他の当直場所に備えること。	<ul style="list-style-type: none"> • 新船に適用。 • 新たに制定された要件。
SLS/III/ 7.2.3 7.2.4	自由降下進水式救命艇を除く全閉囲型救命艇において用いられる救命胴衣は、救命艇への乗り込み及び着座の妨げとなってはならない。自由降下進水式救命艇用の救命胴衣並びに救命胴衣の持ち運び及び着用方法は、救命艇への乗り込み、乗艇者の安全又は救命艇の操作を妨げるものであってはならない。	<ul style="list-style-type: none"> • 新船に適用。 • 新たに制定された要件。
SLS/III/ 7.3	救助艇の要員として割り当てられた全ての者にイマーシオン・スーツ或いは耐暴露服を備えること。	<ul style="list-style-type: none"> • 新船に適用。 • 「イマーシオン・スーツ」の代わりに「耐暴露服」でもよい。
非常配置表及び非常時の指示		
SLS/III/ 8.3	非常配置表及び非常時の指示は、船橋、機関室及び乗組員の居住区域を含む船内全域の目に付きやすい場所に掲示すること。	<ul style="list-style-type: none"> • <u>全ての船舶に適用。</u> • 「非常時の指示」の追加。
救命用の端艇及びいかだへの召集及び乗艇装置		
SLS/III/ 11.2	各召集場所は、少なくとも、一人当たり 0.35 m ² とする。	<ul style="list-style-type: none"> • 新船に適用。 • 新たに制定された要件。
SLS/III/ 11.6	ダビット進水式及び自由降下進水式の救命用の端艇及びいかだの召集場所及び乗艇場所は、担架を救命用の端艇及びいかだに搬入することができるよう配置すること。	<ul style="list-style-type: none"> • 新船に適用。 • 「自由降下進水式救命艇」の追加。

番号	96SOLAS/LSA コード概要	注記
SLS/III/ 11.7	乗艇場所、又は2の隣接する乗艇場所に備える乗艇用はしごは、船舶が10度まで縦傾斜しかつ20度まで横傾斜している不利な状態で、甲板から最小航海状態における喫水線まで到達する長さを有すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・新船に適用。 ・「<u>縦傾斜角度及び横傾斜角度</u>」の修正。
救命用の端艇及びいかだの積み付け		
SLS/III/ 13.1.2	乗艇場所にある救命用の端艇及びいかだ(投下進水式を除く)は、満載状態にある船舶が10度まで縦傾斜しかつ20度又は船舶の暴露甲板の端が水に没する角度のいずれか小さい方の角度まで横傾斜している不利な状態で、喫水線上2m以上にあること。	<ul style="list-style-type: none"> ・新船に適用。 ・「<u>縦傾斜角度</u>」の修正。
SLS/III/ 13.1.5	タンカーの救命用の端艇及びいかだ(追加の救命いかだを除く)は、貨物タンク、スロップタンク、その他の爆発性或いは危険性のある貨物を積載するタンクの上又は上方に積み付けてはならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・新船に適用。 ・新たに制定された要件。
救命用の端艇及びいかだの進水装置及び揚収装置		
SLS/III/ 16.1.4	総乗船者数の200%を超え、10度まで縦傾斜しかつ20度まで横傾斜した不利な状態で積み付け位置から直接進水するよう積み付けられた救命用の端艇及びいかだは、進水装置及び乗艇装置を必要としない。	<ul style="list-style-type: none"> ・新船に適用。 ・「<u>縦傾斜 10 度及び横傾斜 20 度の不利な状態で積み付けられた位置からの直接進水</u>」の追加。
SLS/III/ 16.2	保守の目的で離脱装置を開放するために救命艇を懸垂する装置を備える。	<ul style="list-style-type: none"> ・新船に適用。 ・新たに制定された要件。
SLS/III/ 16.6	吊り索は、最小航海状態にある船舶が10度まで縦傾斜しかつ20度まで横傾斜した不利な状態で、救命用の端艇及びいかだが海面に到達するに十分な長さとする事。	<ul style="list-style-type: none"> ・新船に適用。 ・「<u>縦傾斜角度</u>」の修正。
救助艇の乗艇装置、進水装置及び揚収装置		
SLS/III/ 17.4	艀装品及び人を満載した救助艇の揚収時間は、穏やかな海面状態において、5分を超えてはならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・新船に適用。 ・新たに制定された要件。 ・「<u>揚収時間</u>」の定義は、規則 III/3.18 による。
SLS/III/ 17.5	救助艇の乗艇・揚収装置は、担架の収容者を安全かつ効率的に扱えることができること。重量滑車が危険を伴う場合、荒天時揚収用ストラップを設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ・新船に適用。 ・新たに制定された要件。
非常時のための訓練及び操練		
SLS/III/ 19.2.1	非常時の任務を割り当てられている全ての乗組員は、航海開始前に、その任務について習熟していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての船舶に適用。 ・新たに制定された要件。

番号	96SOLAS/LSA コード概要	注記
SLS/III/ 19.3.1	操練は、実行可能な限り、実際の非常時に模して行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> 全ての船舶に適用。 新たに制定された要件。
SLS/III/ 19.3.2	大改造後の最初の航海に従事するとき、又は新たな乗組員が乗船した場合、出航前に操練を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> 全ての船舶に適用。 新たに制定された要件。
SLS/III/ 19.3.3.4	自由降下進水することが実際的でない場合、少なくとも6ヶ月に1回割り当てられた乗組員が乗艇して救命艇を自由降下進水し海上で運転することを条件に、自由降下進水でなく海面に降下させることができる。これが実行可能でない場合、主管庁は、6ヶ月を超えない間隔で行う模擬自由降下進水が行われることを条件に、この期間を12ヶ月まで延長することができる。	<ul style="list-style-type: none"> 全ての船舶に適用。 新たに制定された要件。
SLS/III/ 19.3.4.2	各防火操練には、操練区域に於ける通風システムの主吸排気口の作動の点検を含む。	<ul style="list-style-type: none"> 全ての船舶に適用。 新たに制定された要件。
SLS/III/ 19.4.1	消火装置、救命設備の使用、及び海上に於ける生存に関する教育は、操練と同じ間隔で行う。	<ul style="list-style-type: none"> 全ての船舶に適用。 新たに制定された要件。
操作の準備、保守及び点検		
SLS/III/ 20.4.2	(つり索の保守に関連し) 主管庁は、つり索の両端の「入替え」に代え、つり索を定期的に点検し、劣化により、或いは4年を超えない間隔のいずれか早い間隔で新替することを認めることができる。	<ul style="list-style-type: none"> 全ての船舶に適用。 新たに制定された要件。 <u>30ヶ月毎に両端を入れ替え、最大5年毎に新替する代替措置。</u>
SLS/III/ 20.6.2	(救命艇及び救助艇の機関が3分間以上前後進運転される場合) その試験中、減速装置及びその結合が良好に作動するか試験を行う。救助艇に取り付けられた船外機の特徴から、プロペラを没水せずに、3分間の運転を行うことができない場合、製造者の説明書に記載されている時間運転する。	<ul style="list-style-type: none"> 全ての船舶に適用。 新たに制定された要件。
SLS/III/ 20.10	救命設備のコンテナ、ブラケット、架台及びその他類似の積み付け場所には、各目的に応じて当該場所に積み付けられている設備を示す IMO の勧告に従ったシンボルを標示すること。1を超える設備が積み付けられている場合、設備の数を示すこと。	<ul style="list-style-type: none"> 全ての船舶に適用。 新たに制定された要件。 <u>IMO 総会決議 A.760(18) Annex 2 に定められているシンボルの標示。</u>
SLS/III/ 20.11.1	進水装置は、船上保守のための手引書に従った間隔で整備を受け、5年を超えない間隔で詳細な検査を受け、詳細な検査終了後、ウインチの制動試験を受けること。	<ul style="list-style-type: none"> 全ての船舶に適用。 新たに制定された要件。

番号	96SOLAS/LSA コード概要	注記
SLS/III/ 20.11.2	救命艇の負荷離脱装置は、船上保守のための手引書に従った間隔で整備を受け、定期的な検査の時期に装置に詳しく訓練された人による詳細な点検を受け、離脱装置が開放されたときは、艀装品と定員を満載した救命艇の質量の 1.1 倍の荷重で作動試験を受けること。離脱装置の開放は、少なくとも、5年に1回実施すること。	<ul style="list-style-type: none"> • 全ての船舶に適用。 • 新たに制定された要件。
生存用の端艇及び救命いかだ		
SLS/III/ 31.1.1.2 31.1.3.2	単一の開放された甲板上を片舷から他舷へ容易に移動しうる位置に積み付けた救命いかだ。	<ul style="list-style-type: none"> • 新船に適用。 • <u>より明確に規定。</u>
SLS/III/ 31.1.4	船首の最先端又は船尾の最後端から水平距離で最も近い救命用の端艇及びいかだの最も近い端部までの距離が100mを超える場合、追加の救命いかだを積み付けること。	<ul style="list-style-type: none"> • 新船に適用。 • <u>より明確に規定。</u>
SLS/III/ 31.3	1986年7月1日前に建造された全ての船舶(83 現存船)は、 <u>いずれかの舷に於いても進水することができる総乗船者を収容するに十分な救命いかだを積み付け、</u> また、船首の最先端又は船尾の最後端から水平距離で最も近い救命用の端艇及びいかだの最も近い端部までの距離が100mを超える場合は、追加の救命いかだを積み付けること。	<ul style="list-style-type: none"> • <u>83 現存船に適用。</u>
個人用救命設備		
SLS/III/ 32.2.3	1998年7月1日前に救命胴衣に取り付けられ LSA Code に適合していない胴衣灯に対し、主管庁は、胴衣灯が通常取り替えられるまで、又は2001年7月1日以降最初に行われる定期的検査までのどちらか早い時期までその使用を認めることができる。	<ul style="list-style-type: none"> • <u>全ての船舶に適用。</u> • 新たに制定された要件。
非常配置表及び非常時の指示		
SLS/III/ 37.1	非常配置表は、一般非常警報及び船内通報装置に関する詳細を示すこと。	<ul style="list-style-type: none"> • 新船に適用。 • 「船内通報装置」を追加。
一般非常警報装置・船内通報装置		
LSA/ 7.2.1	<p><u>一般非常警報装置は、全ての居住区域と通常乗組員が作業する場所において聞くことができること。</u></p> <p><u>一般非常警報の音圧レベルは、80dB(A)以上で、周りの騒音レベルより 10dB(A)以上であること。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>新たに制定された要件で、新船に適用。</u>

番号	96SOLAS/LSAコード概要	注記
LSA/ 7.2.2	<p>船内通報装置は、通常乗組員が居る全ての場所に放送することができるラウドスピーカー装置であること。</p> <p>船内通報の音圧レベルは、船内区域(船外区域)で、75dB(A)(80dB(A))以上で、会話妨害レベルより20dB(A)(15dB(A))以上であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新たに制定された要件で、<u>新船に適用。</u>
